

<お知らせ>

法令及び協会定款・諸規則の改正により、本書を下記修正のうえご利用願います。

1. 2023年11月29日公布の「金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律番号79）」が2024年2月1日に施行されたことにより、「金融サービスの提供に関する法律」は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改められました。

該当ページは、以下の通りです。

26ページ、61ページ、62ページ、280ページ

2. 協会定款・諸規則の改正に伴う修正

- ①複雑な仕組債等の販売勧誘に係る販売勧誘規則の改正

- ・109ページの最下段に以下の文章を挿入してください。

「ただし、①～③は、契約締結前1年以内に同種の有価証券の販売に係る注意喚起文書を交付している場合及び目論見書の交付を受けないことに同意している場合は、この限りでない。なお、④及び⑤は、契約を締結しようとする都度必要である。」

- ②顧客に関する情報のより一層の保護に向けた従業員規則等の改正

- ・108ページの11～12行目の「なお、協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。」を削除してください。
- ・112ページの(2)の上に以下の文章を挿入（以下、番号繰り下げ）してください。

「(2) 顧客情報の漏えい等の禁止

協会員は、顧客に関する情報を漏えいしてはならない。

協会員は、他の協会員の顧客に関する情報を不正に取得し、又は不正に取得した顧客に関する情報を使用若しくは漏えいしてはならない。」

- ・126ページの⑩を下記に修正してください。

「⑩顧客に関する情報を不正に取得し、それを職務に使用若しくは漏えいしてはならない。」

- ③倫理コードに係る定款及び関連諸規則の改正

- ・2024年6月30日に倫理コード規則及びモデル倫理コードが廃止されたことに伴い、下記該当ページの表記を削除してください。

91ページ、94ページの(3)から97ページの注意のコメントまで